

連 絡 運 輸 規 程

連 絡 運 輸 規 程

——目 次——

第 1 条	(目 的)		1
第 2 条	(変 更)		1
第 3 条	(適用範囲)		1
第 4 条	(連絡運輸の範囲)		1
第 5 条	(連絡運輸機関との協議)		1
第 6 条	(連絡運賃)		1
第 7 条	(連絡乗車券の発売)		2
第 8 条	(運送条件の変更)		2
第 9 条	(連絡乗車券の事故等)		2
第 1 0 条	(乗車券の様式)		2
第 1 1 条	(連絡乗車券の払戻し)		2
第 1 2 条	(払戻し等の手数料)		2
第 1 3 条	(施行細目)		2

（目 的）

第 1 条 この規程は、大阪モノレール株式会社（以下「当社」という。）と阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。）、京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。）、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「大阪地下鉄」という。）及び北大阪急行電鉄株式会社（以下「北急」という。）（以下「阪急」、「京阪」、「大阪地下鉄」及び「北急」を「連絡運輸機関」という。）との間の旅客の連絡運輸について必要な事項を定めることを目的とする。

（変 更）

第 2 条 当社が定める規程は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規程の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

（適用範囲）

第 3 条 当社と連絡運輸機関との連絡運輸については、別に当社が公示する場合を除いて、この規程を適用する。

2 この規程に定めのない事項については、旅客営業規則を準用する。

（連絡運輸の範囲）

第 4 条 当社と連絡運輸機関との連絡運輸を行う区域、接続駅、乗車券の種別等は[別表](#)に定める。

（連絡運輸機関との協議）

第 5 条 この規程と連絡運輸機関が定めた旅客に関する規則等とが取扱いを異にする場合及び前条に規定する連絡範囲以外の乗車券を発売する場合には、その都度連絡運輸機関と必要な事項を協議して定める。

（連絡運賃）

第 6 条 連絡運賃は当社及び連絡運輸機関の所定運賃の併算額とする。ただし、連絡運賃の割引を必要とするときはその都度協議する。

(連絡乗車券の発売)

第 7 条 連絡乗車券は当社、連絡運輸機関相互に発売するものとし、特に必要あるときは、当社、連絡運輸機関協議により第三者に委託することがある。

(運送条件の変更)

第 8 条 運賃、営業時間、その他運送条件を変更する場合は、連絡運輸に支障のないように、実施期日前に改正実施の手配ができるように連絡運輸機関に通知するものとする。

2 天災地変その他による運行休止等の場合には、速やかに連絡運輸機関に通知するものとする。

(連絡乗車券の事故等)

第 9 条 連絡乗車券の偽造又は紛失その他事故を発見したときは、直ちにこれを連絡運輸機関に通知して適宜の処置をする。

(乗車券の様式)

第 10 条 連絡乗車券の様式は、当社が定めたもの、及び当社が認めたものとする。

(連絡乗車券の払戻し)

第 11 条 連絡乗車券の払戻しの取扱いは次の各号による。

- (1) 連絡運輸機関が発売した連絡乗車券の払戻しは当社又は連絡運輸機関で取扱う。ただし、I C 定期券及びクレジットカードにより購入した連絡乗車券は連絡運輸機関で取扱う。

(払戻し等の手数料)

第 12 条 払戻し等の取扱いの際に徴収する手数料は次の各号による。

- (1) 連絡運輸機関が取扱う場合は連絡運輸機関の規定するところによる。

(施行細目)

第 13 条 この規程の施行に関して必要な事項は別に定める。

別 表

(1) 連絡運輸区域及び接続駅

券種	当社		接続駅	阪急	
	路線	発売範囲		路線	発売範囲
定期	全線	各駅	蛸池 山田 南茨木	全線	各駅

券種	当社		接続駅	京阪	
	路線	発売範囲		路線	発売範囲
定期	全線	各駅	門真市	全線 (大津線は除く)	各駅

券種	当社		接続駅	大阪地下鉄	
	路線	発売範囲		路線	発売範囲
定期	全線	各駅	大日	全線	各駅

券種	当社		接続駅	北急	
	路線	発売範囲		路線	発売範囲
定期	全線	各駅	千里中央	全線	各駅

券種	当社		接続駅	北急		接続駅	大阪地下鉄	
	路線	発売範囲		路線	発売範囲		路線	発売範囲
定期	全線	各駅	千里中央	全線	各駅	江坂	全線	各駅 (大日駅は除く)

(2) 連絡乗車券の種類及び通用期間

連絡乗車券の種類	通用期間
定期乗車券 通勤(割引を含む) 通学(実習・割引を含む)	1カ月、3カ月、6カ月

但し、通勤定期乗車券での小児発売は取り扱わない。

但し、当社においては「実習」の連絡運輸発売は取り扱わない。

但し、当社、大阪地下鉄および北大阪急行電鉄においては「割引」の連絡運輸発売は取り扱わない。